

浦安市



# 青少年センターだより

令和5年冬発行

浦安市青少年センター 浦安市猫実1-1-1 TEL: 047-712-6799

## 新年、明けましておめでとうございます。

本年も青少年センターの活動に御支援と御協力のほどよろしく願いいたします。

昨年は、補導員活動の中でコロナ禍のため中止となっていた、県下一斉合同パトロールと県下一斉広域列車パトロールが、3年ぶりに実施することができ、徐々にではありますが穏やかな日常が戻りつつあるように思います。

さて、今年度も残すところあと3か月となりました。冬休みも終わり、3学期がスタートします。子どもたちにとって進級・進学・就職等に向けて、大切なまとめの学期となります。最上級生にとっては進路決定の大事な時期となり、目標に向かってそれぞれが頑張っていることと思います。大人も子どもたちの頑張りを温かく見守っていただければと思います。



## 成人式の由来

今年も1月9日（月・祝）に成人式が執り行われます。成人年齢が18歳に引き下げられましたが、浦安市では今年度も「20歳」を対象に式典を行うこととなりました。式典の名称も対象が「20歳」であることがわかるように成人式実行委員の意見も踏まえ、「浦安市成人式 二十歳の集い」となりました。

そこで成人式の由来について触れてみたいと思います。成人式の由来は諸説ありますが、男子の場合は奈良時代以降、数え歳で12歳～16歳で行った「元服（げんぷく）」という儀式が成人式にあたります。髪を大人の髪形に結び、服装も大人のものへと改めました。また、幼名から新しい名に切り替えたり、冠をつけたりしました。江戸時代には貴族が細部まで儀式を継承していましたが、その他の人々は前髪を切り落とすのみとなり簡略化されていたようです。元服は、加冠（かかん）初冠（ういこうぶり）とも呼ばれていました。

女子の場合は「裳（も）」という腰から下にまとう衣服を身につにつける儀式「裳着（もぎ）」を12歳～16歳で執り行い、これが成人式に当たります。結婚が決まった時や、決まりそうなきが式のタイミング。同時に垂らした髪を結びあげる髪上げも行われ、こどもの髪から大人の髪形へと変わりました。

古来より形は違いますが成人式にあたるものは執り行われてきました。現在のように地域の成人が一堂に会し式が行われる成人式は、第二次世界大戦後間もない昭和21年に埼玉県北足立郡蕨町（現：蕨市）で行われた「青年祭」がルーツだと言われています。この「青年祭」が全国に広まり、日本政府も昭和24年から1月15日を「成人の日」に指定しました。その後、ハッピーマンデー制度に伴って平成12年から1月の第2月曜日が「成人の日」となりました。



## (1) 各種パトロール実施状況

区分	回数	従事者延べ人数					合計
		補導員		警察	職員	その他	
		一般	教員				
中央パトロール	3	12			4		16
地区パトロール	55	293	11			6	310
特別パトロール	2	92	6				98
職員パトロール	77				87		87
職員パト（特別）	2				2	2	4
合計	139	397	17		93	8	515

※各種パトロールを通じて多くの子どもたちに「愛のひと声」をかけています。

- ・中央パトロール：市内全域を4つの時間帯に区分しパトロールを実施。  
10時～ 14時～ 16時30分～ 19時～
- ・地区パトロール：中学校区ごとに、地域の実態に合わせて実施。
- ・特別パトロール：市の行事等に合わせて実施。
- ・職員パトロール：不審者情報等にあわせ随時実施。
- ・職員パト（特別）：社会情勢によって特別に実施



## (2) 補導の学職・行為別人数

行為	学職		小学生		中学生		高校生		大学等		学職不明		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
二人乗り自転車		1	1		5				1	3	7	4			11
自転車無灯火走行	13	4	10	2	6	3	6	6	39	18	74	33			107
自転車危険行為	4	1	4	2	11	7	9	9	12	5	40	24			64
帰宅指導	13	7	5	2	13	10					31	19			50
その他	8	2				1	2		2	2	11	6			17
合計	38	15	20	6	35	21	17	15	54	28	164	85			249

令和4年7月～12月のパトロール状況は中央パトロール3回、地区パトロール55回、職員パトロール77回、職員特別パトロールを2回実施しました。補導内容は、自転車に関する交通ルール違反が多い状況が続いています。

最近のパトロールでは、日が沈むのが早くなってきたこともあり、自転車の無灯火での声かけが多くなってきています。自転車の無灯火は自動車からは発見しにくいので、早めのライトの点灯を心掛けて欲しいと思います。

## \*\*\* 青少年相談 \*\*\* 青少年・保護者の皆様へ

青少年を対象とした様々な悩みや問題等の解決に向け、電話・メール相談のほか面談での相談を実施しています。どうぞお気軽にご相談ください。★相談料は無料です。

場 所 浦安市役所7階 青少年センター

相談方法 電話相談・メール相談（24時間受付）・来所相談（予約制）

相談日 月曜日～金曜日（年末年始・祝日は除く）

相談時間 午前10時～12時 午後1時～午後4時

専用電話 351(さあこい)-1152(いいこに)

★メールでも相談できるようになりました。

二次元バーコードを読み取るか、市のホームページ

「子育て・教育」「青少年の教育・支援」を選択して、

「青少年相談」に必要事項を入力してください。

